

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成29年6月5日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、平成24年度から平成29年度までに締結された交通信号施設等保守点検業務委託年間契約（4、5、10方面）（以下「本件契約」という。）は、競争入札であるにもかかわらず6年連続で同一業者が落札し、落札率も90%以上であることから談合等が疑われるとして、調査及び関係者の処分を求めているものと解される。

（1）平成24年度から平成28年度までに締結された本件契約について

請求の期間について、法第242条第2項は、財務会計行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、同条第1項に定める請求をすることはできず、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

本件請求において請求人は、監査請求の対象として、平成24年度から平成29年度までの本件契約としているところ、平成24年度から平成28年度までの本件契約に係る請求は、契約締結時から1年以上を経過して行われており、また、請求期間の1年を経過して本件請求に至った正当な理由について、請求人は、本件請求の中で示していない。

（2）平成29年度に締結された本件契約について

住民監査請求には、事実を証する書面を添付しなければならない（法第242条第1項）とされており、その趣旨は、平成21年6月30日大阪高裁判決によれば、「事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」とされている。

請求人は、本件契約の談合等が疑われる根拠として、①競争入札であるにもかかわらず6年連続して同一業者が落札していること、②落札率がいずれも90%以上であり、そのうち95%以上の落札率も含まれていること、③今年度の第1第2第3方面、第4第5第10方面、第6第7方面、第8第9方面の落札率が全て小数点コンマ以下9桁まで同じであることを挙げている。

しかしながら、提出された事実証明書をみたところ、③については、消費税込みの落札金額に対する消費税抜きの落札金額の割合を言っており、談合等の行為等は無関係であると解される。

また、平成12年6月8日津地方裁判所は、「一般的に入札参加者は高額での落札を望むから、落札価格が予定価格に近いこと自体が談合の存在を示すわけではない。すなわち、最低価格入札者が変わらないとか、落札価格が予定価格に近いということは、談合行為があったとすればこれと矛盾しないということにとどまるのであって、それゆえに、これらの現象から翻ってその入札が談合行為によるものであったと推認することはできない。」と判示している。

請求人は、本件契約の談合等が疑われる根拠として、①6年連続して同一業者が落札していること、②落札率が90%以上であり、そのうち95%以上の落札率も含まれていることを挙げているが、上記判決を踏まえると、これらの根拠はいずれも談合行為があったとすればこれと矛盾しないということにとどまるものであって、本件契約の談合等の行為を推認する根拠であると解することはできない。

すなわち、入札結果だけをもって、談合等の行為の根拠を示していると認めることはできず、請求人は、本件契約が談合等の行為が疑われるとする事実を本件請求において示していない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。